

現場代理人の兼務に係る特記仕様書

(隠岐・松江・雲南・出雲県土整備事務所(局)の R3 発生豪雨等災害対応用)

(適用)

第1条 この特記仕様書は、「令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る主任技術者の専任及び現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて」(令和3年10月27日付け土総第541号、令和3年12月9日付け土総第541号の2、令和3年12月14日付け土総第541号の3通知、令和4年1月24日付け土総第541号の4通知、令和4年12月16日付け土総第632号及び令和7年2月6日付け土総第670号。以下、「R3 災害対応」という。)に基づき、島根県が令和7年2月10日以降に入札公告及び指名通知する工事に適用する。

(現場代理人の兼務の申請)

第2条 受注者は、次の要件を全て(ただし、第2号から第4号については、いずれか)満たす建設工事で、同一の現場代理人が工事現場の運営・取締りをする上で支障がない場合は、様式1により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する建設工事の契約金額が共に4,500万円未満(建築一式工事にあつては9,000万円未満)であり、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度までであること。
- (2) 兼務する建設工事は、島根県の同一機関が発注又は監督する工事に限る。
- (3) R3 災害対応に係る建設工事で、同一県土整備事務所管内に所在する農林水産部・土木部等の地方機関並びに市町村が発注又は監督する工事に限る。
- (4) R3 災害対応に係る建設工事で、隠岐支庁県土整備局、松江県土整備事務所、雲南県土整備事務所及び出雲県土整備事務所管内に所在する農林水産部・土木部等の地方機関並びに松江市、出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(以下、「限定市町村」という。)が発注又は監督する工事に限る。
- (5) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

2 受注者は、次の要件を満たす場合は、本件工事の現場代理人と道路維持管理一括業務等の現場責任者との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 建設工事の契約金額が4,500万円未満(建築一式工事にあつては9,000万円未満)で、兼務する道路維持管理一括業務等の当初契約金額が4,500万円未満であること。
- (2) 兼務する建設工事と道路維持管理一括業務等は島根県の同一機関が発注又は監督するものに限り、かつ工事現場が道路維持管理一括業務等の委託範囲内であること。
- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた

場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

(兼務できる工事の数)

第3条 前条第1項第2号に該当する場合の一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、島根県の同一機関が発注等するものに限り、2件〔道路維持管理一括業務等（1業務まで）の現場責任者との兼務についても、建設工事と合わせて2件〕までとする。

2 前項の他、当分の間、次の通り兼務できるものとする。（建築一式工事を除く。）

(1) 一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、島根県の同一機関が発注等するものに限り、最大3件〔道路維持管理一括業務等（1業務まで）の現場責任者との兼務についても、建設工事と合わせて最大3件〕までとする。

(2) 前条第1項第3号に該当し、兼務する工事のうち少なくとも1件が令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事（改良復旧工事を含む。以下「R3 災害復旧工事」という。）である場合は、一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、最大5件〔道路維持管理一括業務等（1業務まで）の現場責任者との兼務についても、建設工事と合わせて最大5件〕までとする。

ただし、市町村が発注する工事との兼務については、R3 災害復旧工事の市町発注分を1件以上含む場合に限るものとする。

(3) 前条第1項第4号に該当し、兼務する工事のうち少なくとも1件がR3 災害復旧工事である場合には、前条第1項第1号及び前条第2項第1号の規定にかかわらず、契約金額が4,500万円以上であっても一の現場代理人が管理できる建設工事の数は、最大2件〔道路維持管理一括業務等（1業務まで）の現場責任者との兼務についても、建設工事と合わせて最大2件〕までとする。

ただし、限定市町村が発注する工事との兼務については、R3 災害復旧工事の限定市町村発注分に限るものとする。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第4条 発注者は、受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場の契約金額、移動距離、施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

(承認・非承認の通知)

第5条 発注者は現場代理人の兼務について承認する場合には様式2により、また承認しない場合は様式3により、速やかに受注者に通知するものとする。

(工事成績評定点への反映等)

第6条 兼務を承認した工事において、工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、不良（粗雑）な工事となった場合などは、工事成績評定点への反映を行うとともに

に、指名停止措置等の対象となる場合がある。